

墨田区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月19日

墨田区長 山本亨

墨田区規則第116号

墨田区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年墨田区規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（第1号様式）」の次に「又は後期高齢者医療保険料納入通知書（第1号の2様式又は第1号の3様式）」を加え、同条第2項中「後期高齢者医療保険料納入通知書（第2号様式）」を「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収額変更・中止通知書（第2号様式）又は後期高齢者医療保険料納入通知書（第2号の2様式）」に改める。

第3条中「後期高齢者医療保険料納付書兼領収証書」を「後期高齢者医療保険料納付書」に改める。

第4条第1項中「後期高齢者医療保険料納入通知書・特別徴収開始通知書」を「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」に改め、同条第2項中「後期高齢者医療保険料仮徴収額特別徴収納入通知書（第4号様式）」を「後期高齢者医療保険料納入通知書（第1号の2様式又は第2号の2様式）」に改め、同条第3項中「後期高齢者医療保険料変更通知書」を「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収額変更・中止通知書」に改める。

第6条中「後期高齢者医療保険料督促状兼領収証書」を「後期高齢者医療保険料督促状」に改める。

第7条第2項中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書」を「後期高齢者医療保険料還付充当通知書」に改め、同条第3項中「（第10号様式）」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（電子計算組織による様式）

第12条 前各条に規定する様式のうち電子計算組織により作成する様式については、当該電子計算組織の仕様に基づき、各様式に所要の修正を加えることができるものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（表）

第1号様式（裏）

- ◆納付方法が特別徴収の場合、2月の徴収額と同額を翌年度の4月、6月及び8月に特別徴収（仮徴収）します。
- ◆特徴…「特別徴収」年金からの差引きでお支払いいただきます。
普徴…「普通徴収」納付方法に記載されている方法（口座振替又は納付書）でお支払いいただきます。
- ◆納期限は各月末日です（ただし、金融機関が休みのときは、翌営業日となります。）。なお、口座振替は納期限が引落し日となります。
- 1 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。
- 2 保険料の算出方法は、以下のとおりです。
$$\text{所得割額} = \text{賦課のもととなる所得金額} (\text{※1}) \times \text{所得割率} \quad \% \quad \left. \begin{array}{l} \text{確定年保険料} \\ \text{均等割額} = \text{円} (\text{年度}) \end{array} \right\} [\text{万円を限度とする。}]$$

なお、年4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。
※1 賦課のもととなる所得金額=総所得金額等-基礎控除額 万円（合計所得金額が 万円
以下の場合）
- 3 低所得者に対する軽減
次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。
同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が、
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 以下
軽減割合・・・7割
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 + 万円 × {被保険者数} 以下
軽減割合・・・5割
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 + 万円 × {被保険者数} 以下
軽減割合・・・2割
- 4 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減
該当する場合、所得割が課されず、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。
ただし、低所得者に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。
- 5 不服申立て及び取消訴訟
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の決定については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（代表者は、東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、徴収方法については墨田区を被告として（代表者は、墨田区長となります。）提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【問合せ先】

第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号の2様式（表）

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書		
墨田区長 印		
年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。		
あなた様の納付方法は下記のとおりです。		
納付方法		
特別徴収義務者		
特別徴収対象年金		
特別徴収年金給付額		
【期別保険料額】		
年金支払月	特別徴収される保険料額	
	決定	
仮徴収額合計		

本年度の確定後の保険料は、7月中旬にあらためて通知します。

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の決定については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（代表者は、東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、徴収方法については墨田区を被告として（代表者は、墨田区長となります。）提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号の2様式（裏）

- 1 仮徴収について
 - (1) 仮徴収額は、前年度の保険料に基づき、計算した暫定のものです。なお、今年度後期高齢者医療保険料の年間の確定額及び10月以降の徴収額は、昨年中の所得等で再計算し、7月に通知する予定です。
 - (2) 4月の保険料は、原則として2月に特別徴収した金額と同額を徴収します。
 - (3) 6月及び8月の保険料は、原則として4月に特別徴収した金額と同額を徴収します。ただし、各期の保険料額を均等にするために調整することがあります。
 - (4) 年度の途中から加入された方については、1年間加入していたものとみなして算出した年間保険料額に基づき、仮徴収額を計算しています。
- 2 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。
- 3 保険料の算出方法は、以下のとおりです（ 年度の算出方法です。）。
所得割額=賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率 % } 確定年保険料
均等割額= 円 } [万円を限度とする。]
なお、4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。
※1 賦課のもととなる所得金額=総所得金額等－基礎控除額 万円（合計所得金額が 万円以下の場合）
- 4 低所得者に対する軽減（ 年度の算出方法です。）
次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。
同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が、
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 以下
軽減割合・・・7割
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 + 万円 × {被保険者数} 以下
軽減割合・・・5割
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 + 万円 × {被保険者数} 以下
軽減割合・・・2割
- 5 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減
該当する場合、所得割額が課されず、均等割額が加入から2年を経過する月までは5割軽減となります。
ただし、低所得者に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

【問合せ先】

第1号の3様式（表）

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書																											
墨田区長 印																											
<p>年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。</p> <table border="1"><tr><td>決定理由</td><td></td></tr><tr><td>徴収決定年月日</td><td></td></tr><tr><td>自 治 体 に 納 付 す る 保 険 料 額</td><td></td></tr></table> <p>あなた様の納付方法は下記のとおりです。</p> <table border="1"><tr><td>納付方法</td><td></td></tr><tr><td>普通徴収分 口座情報</td><td></td></tr></table> <table border="1"><caption>【期別保険料額】</caption><thead><tr><th rowspan="2">期別・月</th><th>決定した保険料額</th><th rowspan="2">納期限</th></tr><tr><th>普通徴収</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計額</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>◆本年度の確定後の保険料は、7月中旬にあらためて通知します。 ◆納期限は各月末日です（ただし、金融機関が休みのときは、翌営業日となります。）。なお、口座振替は納期限が引落し日となります。</p>		決定理由		徴収決定年月日		自 治 体 に 納 付 す る 保 険 料 額		納付方法		普通徴収分 口座情報		期別・月	決定した保険料額	納期限	普通徴収										合計額		
決定理由																											
徴収決定年月日																											
自 治 体 に 納 付 す る 保 険 料 額																											
納付方法																											
普通徴収分 口座情報																											
期別・月	決定した保険料額	納期限																									
	普通徴収																										
合計額																											

第1号の3様式（裏）

※ 不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の決定については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（代表者は、東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、徴収方法については墨田区を被告として（代表者は、墨田区長となります。）提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【問合せ先】

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（表）

(A 4)

第2号様式（裏）

- ◆納付方法が特別徴収の場合、2月の徴収額と同額を翌年度の4月、6月及び8月に特別徴収（仮徴収）します。
- ◆特徴…「特別徴収」年金からの差引きでお支払いいただきます。
普徴…「普通徴収」納付方法に記載されている方法（口座振替又は納付書）でお支払いいただきます。
- ◆納期限は各月末日です（ただし、金融機関が休みのときは、翌営業日となります。）。なお、口座振替は納期限が引落し日となります。

1 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

2 保険料の算出方法は、以下のとおりです。

$$\text{所得割額} = \text{賦課のもととなる所得金額} (\text{※1}) \times \text{所得割率} \quad \% \quad \left. \begin{array}{l} \text{確定年保険料} \\ \text{均等割額} = \text{円} (\quad \text{年度}) \end{array} \right\} [\quad \text{万円を限度とする。}]$$

なお、年4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

※1 賦課のもととなる所得金額=総所得金額等-基礎控除額 万円（合計所得金額が 万円
以下の場合）

3 低所得者に対する軽減

次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が、

$$43\text{万円} + \{\text{年金又は給与所得者の合計数}-1\} \times 10\text{万円} \text{以下} \\ \text{軽減割合} \cdots 7\text{割}$$

$$43\text{万円} + \{\text{年金又は給与所得者の合計数}-1\} \times 10\text{万円} + \text{万円} \times \{\text{被保険者数}\} \text{以下} \\ \text{軽減割合} \cdots 5\text{割}$$

$$43\text{万円} + \{\text{年金又は給与所得者の合計数}-1\} \times 10\text{万円} + \text{万円} \times \{\text{被保険者数}\} \text{以下} \\ \text{軽減割合} \cdots 2\text{割}$$

4 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

該当する場合、所得割が課されず、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。
ただし、低所得者に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

5 不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の決定については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（代表者は、東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、徴収方法については墨田区を被告として（代表者は、墨田区長となります。）提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【問合せ先】

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号の2様式（表）

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書		
墨田区長 印		
年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。		
あなたの納付方法は下記のとおりです。		
納付方法		
特別徴収義務者		
特別徴収対象年金		
特別徴収年金給付額		
【期別保険料額】		
年金支払月	特別徴収される保険料額	
	変更後	変更前
仮徴収額合計		

本年度の確定後の保険料は、7月中旬にあらためて通知します。

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の決定については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（代表者は、東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、徴収方法については墨田区を被告として（代表者は、墨田区長となります。）提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(A 4)

第2号の2様式（裏）

- 1 仮徴収について
 - (1) 仮徴収額は、前年度の保険料に基づき、計算した暫定のものです。なお、今年度後期高齢者医療保険料の年間の確定額及び10月以降の徴収額は、昨年中の所得等で再計算し、7月に通知する予定です。
 - (2) 4月の保険料は、原則として2月に特別徴収した金額と同額を徴収します。
 - (3) 6月及び8月の保険料は、原則として4月に特別徴収した金額と同額を徴収します。ただし、各期の保険料額を均等にするために調整することがあります。
 - (4) 年度の途中から加入された方については、1年間加入していたものとみなして算出した年間保険料額に基づき、仮徴収額を計算しています。
- 2 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。
- 3 保険料の算出方法は、以下のとおりです（ 年度の算出方法です。）。
所得割額=賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率 % } 確定年保険料
均等割額= 円 } [万円を限度とする。]
なお、4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。
※1 賦課のもととなる所得金額=総所得金額等－基礎控除額 万円（合計所得金額が 万円以下の場合）
- 4 低所得者に対する軽減（ 年度の算出方法です。）
次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。
同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が、
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 以下
軽減割合・・・7割
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 + 万円 × {被保険者数} 以下
軽減割合・・・5割
43万円 + {年金又は給与所得者の合計数-1} × 10万円 + 万円 × {被保険者数} 以下
軽減割合・・・2割
- 5 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減
該当する場合、所得割額が課されず、均等割額が加入から2年を経過する月までは5割軽減となります。
ただし、低所得者に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

【問合せ先】

第3号様式から第4号様式までを次のように改める。

第3号様式（表）

墨田区 納付書（納入済通知書）							<input type="checkbox"/>		
(公) 年度 後期高齢者医療保険料									
加入者名	墨田区会計管理者		口座記号	番号	合計金額			円	
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分	
納期限		通知書番号		年度		期別			
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼									
□ 切り取らぬでお出し下さい。									
保険料		円	延滞金	円	領収日付印 (主管課/コンビニ等本部保管)				
督促手数料		円	合計金額	円					
コンビニ等取扱 納用		バーコードがないもの、あっても読み取りができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。							
取扱まとめ店： 主管課：									
(公) 墨田区 納付書（原符）									
年度 後期高齢者医療保険料									
加入者名 墨田区会計管理者									
口座記号番号									
保険料 円									
延滞金 円									
督促手数料 円									
合計金額 円									
納付義務者名									
通知書番号									
納期限									
指定期限									
被保険者番号：									
墨田区 13107									
交付日： 収納代行：									
領収日付印									
(領収日付印)									
収納代行：									
主管課									
金融機関保管・コンビニ等店舗控									
納付者保管・収入印紙不要									
お領収印は裏面に記載しております。									

〔 縦 114ミリメートル
横 216ミリメートル 〕

第3号様式（裏）

主管課	納付場所	
電話		
受付時間		

領収証書とレシートは
大切に保管してください。

第3号の2様式（表）

<input type="checkbox"/> 墨田区 納付書（納入済通知書）																																				
公 年度 後期高齢者医療保険料																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">加入者名</td> <td colspan="2">墨田区会計管理者</td> <td style="width: 10%;">口座記号番号</td> <td style="width: 10%;">合計金額</td> <td colspan="2" style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td></td> <td>納付番号</td> <td></td> <td>確認番号</td> <td></td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納期限</td> <td>通知書番号</td> <td>年度</td> <td colspan="3">期別</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; height: 100px;">▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼</td> </tr> </table>							加入者名	墨田区会計管理者		口座記号番号	合計金額			収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分	納期限		通知書番号	年度	期別			▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼								
加入者名	墨田区会計管理者		口座記号番号	合計金額																																
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分																														
納期限		通知書番号	年度	期別																																
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">保険料</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">延滞金</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td colspan="3" style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計金額</td> <td colspan="2">円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; height: 100px;">▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼</td> </tr> </table>							保険料	円	延滞金	円				督促手数料	円	督促手数料	円				合計金額		円					▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼								
保険料	円	延滞金	円																																	
督促手数料	円	督促手数料	円																																	
合計金額		円																																		
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">コンビニ等収納専用</td> <td colspan="2" style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">(御注意) バーコードがないもの、あっても読み取りができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等で精算できません。</td> <td colspan="3" style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">取納代行:</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付義務者名</td> <td>指定期限</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ナシ</td> <td>ナシ</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>							コンビニ等収納専用			(御注意) バーコードがないもの、あっても読み取りができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等で精算できません。				取納代行:							納付義務者名		指定期限						ナシ		ナシ					
コンビニ等収納専用			(御注意) バーコードがないもの、あっても読み取りができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等で精算できません。																																	
取納代行:																																				
納付義務者名		指定期限																																		
ナシ		ナシ																																		
取りまとめ店: 主管課:																																				

<input type="checkbox"/> 墨田区 納付書（原符）																																		
公 年度 後期高齢者医療保険料																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">加入者名</td> <td colspan="2">墨田区会計管理者</td> <td style="width: 10%;">口座記号番号</td> <td style="width: 10%;">保険料</td> <td style="width: 10%;">延滞金</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td></td> <td>納付番号</td> <td></td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納期限</td> <td>通知書番号</td> <td>年度</td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>納付義務者名</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; height: 100px;">□ 切り取らないでお出ください。</td> </tr> </table>							加入者名	墨田区会計管理者		口座記号番号	保険料	延滞金		収納機関番号		納付番号		督促手数料	円	合計金額	納期限		通知書番号	年度	督促手数料	円	納付義務者名	□ 切り取らないでお出ください。						
加入者名	墨田区会計管理者		口座記号番号	保険料	延滞金																													
収納機関番号		納付番号		督促手数料	円	合計金額																												
納期限		通知書番号	年度	督促手数料	円	納付義務者名																												
□ 切り取らないでお出ください。																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">被保険者番号:</td> <td colspan="6" style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>墨田区 13107</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; height: 100px;">交付日: 取納代行:</td> </tr> </table>							被保険者番号:							墨田区 13107							交付日: 取納代行:													
被保険者番号:																																		
墨田区 13107																																		
交付日: 取納代行:																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">取納代行:</td> <td colspan="6" style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>主管課</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; height: 100px;">金融機関保管・コンビニ等店舗控</td> </tr> </table>							取納代行:							主管課							金融機関保管・コンビニ等店舗控													
取納代行:																																		
主管課																																		
金融機関保管・コンビニ等店舗控																																		
納付者保管・収入印紙不要																																		

(縦 114ミリメートル
 横 432ミリメートル)

第3号の2様式（裏）

延滞金 後期高齢者医療保険料を納期限までに納付しなかったときは、当初の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数は切捨て）に年14.6%を上限として延滞金に係る延滞金特例基準割合（※）に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から3か月を経過する日までは、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）で計算した金額（100円未満の端数は切捨て）に相当する延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。 この納付書の延滞金は、納期限の翌日から発行した日までの日数に応じて計算してありますので、納付した日によっては延滞金に差額が生じ、後日差額を請求させていただくことがあります（この納付書での請求が延滞金だけの方は、保険料の完納日で計算した確定延滞金です。）。 ※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合 口座振替での納付	主管課 電話 受付時間	納付場所
--	----------------------------------	-------------

第4号様式 削除

第8号様式から第10号様式までを次のように改める。

第8号様式（表）

墨田区 納付書（納入済通知書）																																											
<p>② 年度 後期高齢者医療保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>墨田区会計管理者</td> <td>口座記号</td> <td>番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td colspan="2"></td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知書番号</td> <td>年度</td> <td></td> <td>期別</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼</p>						加入者名	墨田区会計管理者	口座記号	番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号			確認番号	納付区分	納期限	通知書番号	年度		期別																					
加入者名	墨田区会計管理者	口座記号	番号	合計金額	円																																						
収納機関番号	納付番号			確認番号	納付区分																																						
納期限	通知書番号	年度		期別																																							
<table border="1"> <tr> <td>保険料</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td colspan="2">領収印</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>コンビニ等取扱用 納用</p> <p>取扱代行：</p> <p>納付義務者名</p> </td> <td colspan="2"> <p>（御注意） バーコードが読み込み、あつても読み取れができないものや複数訂正した場合、コンビニエンスストア等で捺付できません。</p> <p>（主管課/コンビニ等本部保管）</p> </td> </tr> </table>						保険料	円	延滞金	円	領収印		督促手数料	円	合計金額	円			<p>コンビニ等取扱用 納用</p> <p>取扱代行：</p> <p>納付義務者名</p>				<p>（御注意） バーコードが読み込み、あつても読み取れができないものや複数訂正した場合、コンビニエンスストア等で捺付できません。</p> <p>（主管課/コンビニ等本部保管）</p>																					
保険料	円	延滞金	円	領収印																																							
督促手数料	円	合計金額	円																																								
<p>コンビニ等取扱用 納用</p> <p>取扱代行：</p> <p>納付義務者名</p>				<p>（御注意） バーコードが読み込み、あつても読み取れができないものや複数訂正した場合、コンビニエンスストア等で捺付できません。</p> <p>（主管課/コンビニ等本部保管）</p>																																							
<p>取りまとめ店： 主管課：</p>																																											
<p><input type="checkbox"/> 墨田区 納付書（原符）</p> <p>年度 後期高齢者医療保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>墨田区会計管理者</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付義務者名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通知書番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納期限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定期限</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 切り取らないでお出しあげください。</p> <p>被保険者番号： 墨田区 13107</p> <p>交付日： 収納代行：</p> <p>（請用印先は裏面に記載しております。）</p> <p>領収印</p> <p>取扱代行：</p> <p>主管課</p> <p>金融機関保管・コンビニ等店舗控</p> <p>納付者保管・収入印紙不要</p>						加入者名	墨田区会計管理者	口座記号番号		保険料	円	延滞金	円	督促手数料	円	合計金額	円	納付義務者名		通知書番号		納期限		指定期限																			
加入者名	墨田区会計管理者																																										
口座記号番号																																											
保険料	円																																										
延滞金	円																																										
督促手数料	円																																										
合計金額	円																																										
納付義務者名																																											
通知書番号																																											
納期限																																											
指定期限																																											
<p><input type="checkbox"/> 墨田区 領収証書 下記のとおり領収しました。 ②</p> <p>年度 後期高齢者医療保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>墨田区会計管理者</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付義務者名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通知書番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納期限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定期限</td> </tr> </table> <p>被保険者番号：</p> <p>（請用印先は裏面に記載しております。）</p> <p>領収印</p> <p>（請用印先は裏面に記載しております。）</p> <p>年 月 日</p> <p>【指定期限】 年 月 日</p> <p>墨田区長 印</p> <p>年度 後期高齢者医療保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>未納額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>督促手数料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">被保険者番号：</td> </tr> <tr> <td colspan="6">通知書番号</td> </tr> </table>						加入者名	墨田区会計管理者	口座記号番号		保険料	円	延滞金	円	督促手数料	円	合計金額	円	納付義務者名		通知書番号		納期限		指定期限		未納額	円	延滞金	円	督促手数料	円	被保険者番号：						通知書番号					
加入者名	墨田区会計管理者																																										
口座記号番号																																											
保険料	円																																										
延滞金	円																																										
督促手数料	円																																										
合計金額	円																																										
納付義務者名																																											
通知書番号																																											
納期限																																											
指定期限																																											
未納額	円	延滞金	円	督促手数料	円																																						
被保険者番号：																																											
通知書番号																																											

〔 縦 114ミリメートル
横 432ミリメートル 〕

第8号様式（裏）

御注意	主管課	納付場所
<p>○分割で納付している方にも、法の定めにより督促状が送付されますので、御了承ください。（地方自治法第231条の3第1項）</p> <p>○指定期限までに保険料を納付していない場合、負担の公平性を期すため、滞納処分を実施することがあります。</p> <p>○納付の都合がつかない場合は、納付相談をお受けいたします。</p>		
<p>延滞金</p> <p>後期高齢者医療保険料を納期限までに納付しなかったときは、当初の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数は切捨て）に年14.6%を上限として延滞金に係る延滞金特例基準割合（※）に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から3か月を経過する日までは、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）で計算した金額（100円未満の端数は切捨て）に相当する延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。</p> <p>この納付書の延滞金は、納期限の翌日から発行した日までの日数に応じて計算してありますので、納付した日によっては延滞金に差額が生じ、後日差額を請求させていただくことがあります（この納付書での請求が延滞金だけの方は、保険料の完納日で計算した確定延滞金です。）。</p> <p>※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合</p>	<p>電話 受付時間</p>	
<p>不服申立て及び取消訴訟</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会に審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。）。ただし、地方税法第19条の4の規定の適用があり、同条に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の決定については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（代表者は、東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、徴収方法については墨田区を被告として（代表者は、墨田区長となります。）提起することができます（なお、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、②又は③に該当する場合については、地方税法第19条の13で準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。</p> <p>① 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>領収証書とレシートは 大切に保管してください。</p>	

第9号様式（表）

年　月　日						
墨田区長　印						
後期高齢者医療保険料　還付充当通知書						
納めた保険料に還付・充当が生じましたので通知します。						
納付義務者 氏名・名称						
過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+ 還付加算金	- 充当合計額	= 還付額	
<過誤納の詳細>						
科目		年度		通知書番号		
期別	納付すべき額		納付済額		過誤納額	
(月)	保険料額	督手	延滞金	保険料額	督手	延滞金
合計						
<振込先口座>　還付額がある方は、別紙還付請求書に御記入ください。						
金融機関名				支店名		
口座種別	口座番号			口座名義人		
<不服申立て及び取消訴訟>						
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。						
また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は、墨田区長となります。）提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。						
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。						
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						
【お問合せ先】						
備考						

第9号様式（裏）

第10号様式 削除

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の墨田区後期高齢者医療に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）は、令和7年9月16日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区後期高齢者医療に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により現に行っている通知その他の行為は、新規則の規定により行った通知その他の行為とみなす。
- 3 旧規則第3号様式、第3号の2様式及び第8号様式により作成された用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。